年　　月　　日

パート・アルバイト従業員各位

**パート・アルバイトの方の社会保険適用拡大のお知らせ**

　平素は、ご多忙の中、会社の業務に尽力していただき、ありがとうございます。

　2022年10月から段階的に一部のパート・アルバイトの方の社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入の義務化が進められています。

　2024年10月には、51人以上の事業所にも適用拡大されることが決まっており、当社においても要件に該当する方は社会保険の加入義務が生じます。

　新たな加入対象者は、以下の全てに該当するパート・アルバイトの方です。

１．週の所定労働時間が20時間以上30時間未満

　　契約上の所定労働時間であり、臨時に生じた残業時間は除きます。また、契約上

　20時間に満たない場合でも、実労働時間が2カ月連続で週20時間以上となり、な

　お引き続くと見込まれる場合には、3カ月目から加入義務が生じます。

２．月額賃金が8.8万円以上

　　基本給だけでなく、諸手当も含みますが、残業代・賞与・臨時的な賃金等は含み

　ません。

３．2カ月を超える雇用の見込みがあること

４．学生ではないこと

　　原則として学生の方は除きますが、休学中や夜間学生は加入対象となります。

　ご不明な点がありましたら、総務部までお問い合わせください。

 以上、よろしくお願いいたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○○株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 総務部

 担当：○○、○○